



平成21年 1月15日

報道機関各位

健康福祉部健康増進課感染症・疾病対策グループ
担当者 向出
電話番号 0776-20-0348
県庁内線番号 2620

今シーズン初の「インフルエンザ注意報」の発令について

県では、インフルエンザの流行状況を把握するため、県内32医療機関を定点報告機関として、インフルエンザの発生動向を調査しています。

今シーズンは、全国的にも早くから発生がみられていましたが、本県において、第2週(1/5(月)~11(日))の1定点医療機関あたりのインフルエンザ患者報告数が13となり、国立感染症研究所がインフルエンザの注意報発令の基準として定めている「1医療機関あたりの報告数が10以上」となりましたので、県内に「インフルエンザ注意報」を発令しました。

このことから、感染拡大防止のため、本日付けで各市町、県医師会、郡・市医師会、社会福祉施設、医療機関および各学校に対して、インフルエンザの注意喚起および予防対応について周知徹底するよう依頼しました。

今後、インフルエンザの流行を最小限に抑えるためには、県民一人ひとりが感染しないよう、予防対策を徹底することが重要ですので、下記の予防法等を県民の皆様にも周知していただきますよう、よろしくお祈いします。

記

インフルエンザの主な予防対策等

- (1) 帰宅の際のうがい、せっけんを使った手洗いをしましょう。
- (2) できるだけ、人ごみを避けましょう。マスクの着用も感染予防に有効です。
- (3) 風邪様の症状が現れたら、必ずマスクを着用して早めに医療機関を受診しましょう。早めに治療することは、症状が重くならないようにするだけでなく、他の人へうつさないためにも大変重要です。
- (4) 咳エチケットを心がけましょう。
国は、今冬のインフルエンザ総合対策の標語を「あ、その咳、そのくしゃみ ~ 咳エチケットしてますか? ~」として対策に取り組んでいます。

咳エチケットについて

咳やくしゃみなど、少しでも症状のある人は必ずマスクをしましょう。

医療機関を受診する際も、必ずマスクをして受診しましょう。

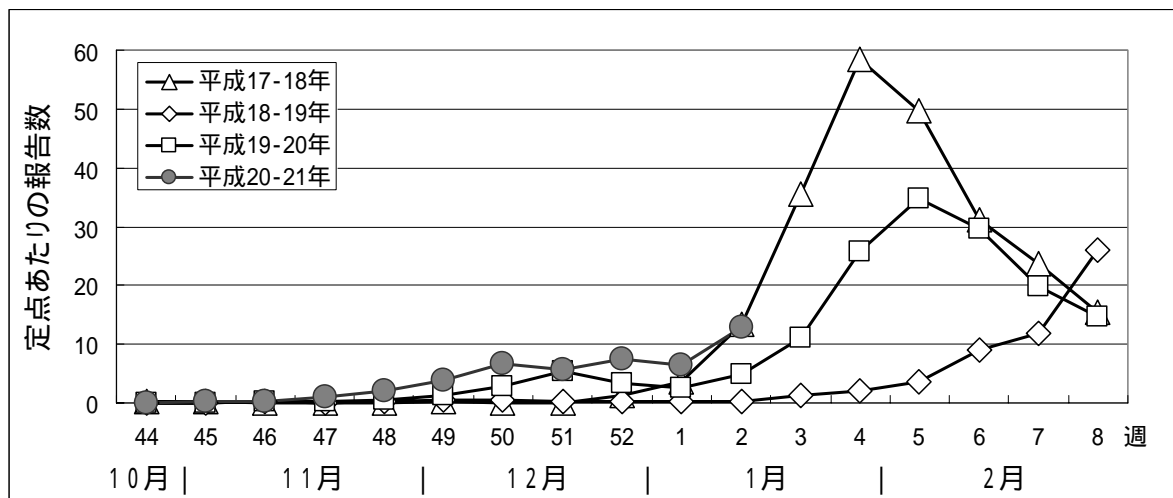
咳やくしゃみ際には、ティッシュなどで鼻と口を押さえて、周りの人から顔をそむけましょう。

使用後のティッシュはフタ付きのゴミ箱に捨てましょう。

【裏面に続く】

< 参考 >

定点あたりの患者数の推移（過去3シーズン）



（今シーズン(20-21年)の1 定点医療機関あたり患者報告数）

週	第47週	第48週	第49週	第50週	第51週	第52週	第1週	第2週
期間	11/17~23	11/24~31	12/1~7	12/8~14	12/15~21	12/22~28	12/29~1/4	1/5~11
定点あたり報告数	0.94	2.06	3.88	6.75	5.63	7.41	6.44	13.00
# (全国)	0.56	0.83	1.62	2.79	4.68	6.52	5.36	

< 過去3シーズンの注意報・警報発令日 >

括弧内は基準を超えた週

	【 注意報（基準値：10）】	【 警報（基準値：30）】
平成17年度(17-18年シーズン)	平成18年 1月17日(第2週)	平成18年 1月24日(第3週)
平成18年度(18-19年シーズン)	平成19年 2月21日(第7週)	平成19年 3月7日(第9週)
平成19年度(19-20年シーズン)	平成20年 1月23日(第3週)	平成20年 2月6日(第5週)

過去10年間で最も早く注意報基準に達した年度は、平成11年度、14年度、17年度の第2週です。

また、最も早く警報基準に達した年度は、平成11年度、14年度、17年度の第3週です。

インフルエンザに関する情報提供について

インフルエンザの発生状況等の詳しい情報は、

- ・ホームページ「福井県感染症情報」

(<http://kansen.erc.pref.fukui.jp/>)

- ・国立感染症研究所のホームページ

(<http://idsc.nih.go.jp/disease/influenza/index.html>)

でご覧いただけます。